

美濃加茂市公告第16号

美濃加茂市公共用地活用型民間保育施設整備運営事業者募集事業公募型プロポーザル方式実施要領

美濃加茂市公共用地活用型民間保育施設整備運営事業者募集事業公募型プロポーザル方式を以下のとおり実施する。

令和5年6月12日

美濃加茂市長 藤井 浩 人

1 発注主管課

美濃加茂市 健康こども部こども未来課

〒505-0010

岐阜県美濃加茂市健康のまち1丁目2番地 みのかも健康プラザ2階

TEL：0574-28-1131

E-mail：kodomom@city.minokamo.lg.jp

2 事業概要

(1) 事業名

美濃加茂市公共用地活用型民間保育施設整備運営事業者募集事業

(2) 目的

現在の下米田保育園（以下「現保育園」という。）は昭和47年に建設され、約50年が経過している。そこで、市が所有する土地（公有地）を無償で民間事業者へ貸し付けることで、民間活力を活用し令和8年4月に新しい下米田保育園（保育所又は認定こども園をいう。以下「新保育園」という。）を建設し、民間事業者による新保育園を開園、通常保育以外の特色ある保育の実施、慢性的な保育士不足の解消を図り、もって美濃加茂市の保育施設の安定的運営に資することを目的とするものである。

(3) 貸付物件

本募集事業の事業地（以下「貸付地」という。）は美濃加茂市公共用地活用型民間保育施設整備運営事業者募集事業公募型プロポーザル方式実施要領に係る仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。なお、新保育園の園舎となる用地は使用貸借契約締結後の適切な時期に、それ以外の用地は令和8年4月以降に速やかに引き渡す。

（詳細は仕様書を参考）

※貸付地の現状については、現況のとおり。

※登記の状況は市で確認した限り次のとおり。(詳細な登記状況の確認は、必要に応じて参加事業者にて行うこと。)

甲区 所有者 美濃加茂市

乙区 抵当権等の記載無し

(4) 土地利用の条件

①新保育園の運営(詳細は別紙「仕様書」による。)に限る。

②開発に関し建築基準法(昭和25年法律第201号)等法令の規制は、参加事業者で確認すること。

③前面道路については、南側の市道今138号線は最少4.3メートル、最大7メートル、西側の市道今103号線は最小3.6メートル、最大9メートル。

※幅員は管理幅員。建築確認申請等で道路幅員を明記する場合は、現地で有効幅員を確認すること。

④地域の環境に配慮したものとする。

⑤深渡川に隣接するため、新保育園建設にあたっては河川管理を担当する岐阜県可茂土木事務所と必要な協議を参加事業者で行うこと。それにあたり市は、保育について必要な協力を行う。また、仕様書における垂直避難について対応する必要がある。

(5) 貸付の条件

①土地の貸付料は無償とする。また必要に応じて「土地の無償返還の届出書」を作成し提出するものとする。

②貸付地は新保育園以外の用途には使用しないこと。ただし、市と事前に協議を行い、必要な手続きを踏んだ上で、一時預かり保育、地域子育て支援拠点事業その他新保育園以外の用途に使用するための提案ができる。

③貸付地の維持管理に要する費用は、借受事業者の負担とする。

④貸付地にある工作物、樹木等は、令和8年4月以降に市が解体及び撤去するが、借受事業者と協議の上一部を現状のまま譲渡できるものとする。

⑤貸付地の使用貸借契約(以下「無償貸付契約」という。)の締結後、貸付地の地質調査、造成、整地等を行う場合に要する費用は、借受事業者の負担とする。

⑥貸付けの期間は、無償貸付契約を締結した日から令和18年3月31日までとし、それ以降は市と借受事業者が協議し、合意の上契約延長することができる。なお、延長の申し入れは、市又は借受事業者のいずれかが、契約終了日の1年前までに行うこととする。

⑦貸付地は、提案した事業内容で借受事業者が自ら利用すること。第三者に対して権利の譲渡や土地の転貸はできない。

- ⑧借受事業者は、提出した事業計画を契約期間中に変更することはできない。
ただし、やむを得ない事情により当初の事業計画の一部を変更する必要があるときは、変更前に市の承認を得ること。
- ⑨無償貸付契約の契約終了時には、借受事業者の責任と負担において、原状回復して返還すること。ただし、現保育園に附属する工作物、樹木等のうち、市と協議し現状のまま譲渡した物については、返還の際に両方で協議するものとする。
- ⑩借受事業者が、提案書に記載した特定教育・保育の提供をしない場合は、市は催告の上、本要領に基づく契約を解除することができる。また、その場合に被った損害について、借受事業者に賠償金を請求することができる。
- ⑪現保育園解体後に、現保育園用地を新保育園用地として、市は責任をもって用地整備を行う。

3 参加資格

参加事業者は、次の要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により、市における一般競争入札の参加を制限されていないこと。
- (2) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (3) 美濃加茂市契約等における暴力団等排除措置要綱(平成28年美濃加茂市告示第55号)別表に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法にあっては、更生手続開始の決定、民事再生法にあっては、再生手続開始の決定を受けている者は除く。
- (5) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条第5項第4号のいずれにも該当しないこと。
- (6) 次のいずれかの保育事業の経営又は運営実績がある社会福祉法人、学校法人、特定非営利活動法人又は株式会社等であること。ただし、ウ及びエについては2年以上の実績を要する。
 - ア 認可保育所又は認定こども園
 - イ 認可幼稚園
 - ウ 認可小規模保育所又は認可事業所内保育所
 - エ 認可企業主導型保育所
- (7) 保育法人の経歴及び経営状態が正常かつ良好なこと。

4 失格要件

参加事業者が、参加表明書を提出してから借受事業者が決定されるまでの間に、次のいずれかに該当したときは、市は、当該参加事業者を失格又は審査の対象から除外するものとする。

- (1) 参加資格要件を満たさないこととなったとき。
- (2) 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
- (3) 一つの応募者が、複数の種類の提案書を提出したとき。
- (4) 提案書等の作成に当たり、第三者の著作権を侵害する提案をしたとき。
- (5) 参加表明書、提案書等に虚偽の内容が記載されているとき。
- (6) 参加事業者が不渡手形又は不渡小切手を出したとき。
- (7) 会社更生法の適用申請等により、契約の履行が困難と認められる状態に至ったとき。
- (8) 審査の公平性に影響を与える行為があったとき。
- (9) 著しく信義に反する行為があったとき。

5 参加に関する留意事項

参加に関する留意事項は次のとおりである。

- (1) 参加事業者は、提案書の提出をもってこの要領の記載内容を承諾したものとみなされる。
- (2) 参加に関して必要な費用は、参加事業者の負担とする。
- (3) 参加事業者から要領に基づき提出される書類の著作権は、参加事業者に帰属する。
- (4) 採用・不採用に関わらず、市は本プロポーザルの報告、公表等のために必要な場合は、提出書類等の内容を無償で使用できる。
- (5) 参加事業者は、要領に基づき提出した書類を、提出期間内に限り補正することができる。なお、市は、提出された提案書等の返却はしない。
- (6) 市が必要と認めるときは、参加事業者に対し追加書類の提出を求め、また記載内容に関する聞き取り調査を行うことがある。
- (7) 市は、本プロポーザルに係る情報公開請求があったときは、美濃加茂市情報公開条例（平成11年美濃加茂市条例第20号）に基づき提案書等を公開することがある。
- (8) 新保育園用地の開発については、参加事業者において確認を行うこと。

6 スケジュール

募集要領の公表	令和5年6月12日（月）
現地見学会の参加申込期限	令和5年6月19日（月）
現地見学会	令和5年6月21日（水）

質問の受付	令和5年6月19日（月）午前9時から 令和5年6月23日（金）午後5時まで
質問の回答	令和5年6月29日（木）
参加表明書の提出期間	令和5年7月3日（月）午前9時から 令和5年7月7日（金）午後5時まで
提案書の提出期間	令和5年7月21日（金）午前9時から 令和5年7月28日（金）午後5時まで
第1次審査（書類審査）	令和5年8月9日（水）
第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和5年8月25日（金）
最優先候補者の決定、通知	令和5年11月下旬
契約内容に関する協議	令和5年12月上旬
仮契約の締結	令和6年1月
無償貸付に係る議決（本契約）	令和6年3月

7 参加表明書の提出

(1) 提出書類

①公募型プロポーザル方式参加表明書（様式第1号）

（様式は市ホームページで取得すること。窓口では配布しない。）

②履歴全部事項証明書

③財務諸表（直近のものに限る。）

※後述の提案書等の提出においても再度提出するものとする。

④国税の納税証明書（法人税及び消費税及び地方消費税に係るもの）

⑤本店又は支店の所在地における市町村税の完納証明書（直近3年分）

⑥「3 参加資格（6）」が確認できる書類

⑦運営実績一覧（様式第2号）

※②から⑥までの書類は、それぞれ写しでも可とする。写しの場合は、原本証明を行うものとする。

(2) 提出先及び期間

健康こども部こども未来課への持参に限る。

令和5年7月3日（月）午前9時から同月7日（金）午後5時まで

(3) 参加資格の認定及び通知

市は、参加事業者に対して参加資格の認定を、令和5年7月12日（水）までに行うものとし、その結果は、令和5年7月14日（金）までに通知する。

(4) 参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

参加資格が認められなかった者は、令和5年7月19日（水）までに書面に

より理由について説明を求めることができる。説明を求められたときは、令和5年7月21日（金）までに書面により回答する。

8 現地見学会

本募集事業に係る現地見学会は次のとおり行うものとする。

<現地見学会> 日時：令和5年6月21日（水）

午前10時から

場所：現保育園 駐車場

<連絡先> 美濃加茂市健康こども部こども未来課

TEL 0574-28-1131

担当者 松岡・長谷部

9 質問の受付・回答

(1) 提出方法

参加事業者は、法人名、担当者名、担当者連絡先及び質問内容を簡潔にまとめ、Eメールで質問書を提出するものとし、送信時には必ず電話で受信の確認を行うものとする。

(2) 提出先

健康こども部こども未来課

TEL 0574-28-1131

Eメール kodomo@city.minokamo.lg.jp

(3) 回答方法

質問とその回答は、まとめて市ホームページにて公表する。なお、質問の内容によっては、回答しない場合がある。

10 提案書等の提出

(1) 提出書類

①プロポーザル等提案書

②会社概要

③会社パンフレット

④本募集事業における事業計画書

⑤新保育園の建築に要する概算の費用及び運営に関する概算の収支予算書

⑥法人の登記事項証明書

⑦法人の定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類

⑧法人の役員名簿、組織体系その他団体の概要を示す書類

⑨提案を行う日の属する事業年度の団体の事業計画書及び収支予算書

※投資的経費等により損失が発生する、又は発生する見込みがある場合は、それが分かる書類を別途添付すること。また、決算期等の都合で提出がで

きない場合は、直近の年度のものをもって代わりとすることができる。

※会社パンフレットがない場合は、提出不要とする。

(2) 提出先

健康こども部こども未来課

(3) 提出部数

10部（正本1部、副本9部：A4版、両面印刷、A4サイズのファイルにA4縦に2穴で綴じるものとする。）10部のうち、正本（1部）以外の副本（9部）には、参加事業者が特定できる語句、マーク等を記載してはならない。

(4) 提出方法

健康こども部こども未来課への持参に限る。

(5) 提出期間

令和5年7月21日（金）午前9時から同月28日（金）午後5時まで

※作成上の留意事項

①文字の大きさは、原則として10.5ポイント以上とすること。

②各ページの下部中央にページ番号（通し番号）を付すこと。表紙を1ページ目とする。

※提出期間開始時点で複数事業者が同時に提出する場合は、抽選を行うものとする。

1.1 審査委員会

本プロポーザルの審査は、美濃加茂市公共用地活用型民間保育施設整備運営事業者募集事業公募型プロポーザル方式等審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。

1.2 審査手順

(1) 第1次審査（書類審査）

審査委員会は、提案書等について「1.3 審査基準」に示す審査基準に従って評価を行い、得点の合計が最も高い提案から上位7事業者を選考する。ただし、参加事業者が7事業者に満たないときは、第1次審査を省略することがある。なお、第1次審査の最低基準点は、満点の70%とする。

①市は、第1次審査終了後、全参加事業者に対し書面で審査結果を速やかに通知する。

②市は、第1次審査の得点を第1次審査の通過及び非通過の決定のみに利用し、第2次審査においては利用しない。

③審査委員が採点した得点のうち、最上位及び最下位の得点は、それぞれ使用しない。

④事業者名は、審査委員には非公開で行う。

(2) 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

第1次審査を通過した参加事業者を対象に、次の時間配分により第2次審査を実施する。審査の順番については、原則として提案書等の受付順とする（第1次審査後に通知する。）。開始時間及び場所は、第1次審査通過者に別途通知する。なお、第2次審査の最低基準点は、満点の70%とする。

- ①プレゼンテーション 20分以内
- ②ヒアリング 20分以内

なお、パワーポイント等を利用してプレゼンテーションを行う場合は、各自パソコンを持参すること。

※第2次審査の留意事項

- ①参加事業者は、事業計画書の内容を説明するためにパソコン、プロジェクター、スクリーン等を使用することができる。これらを使用する場合は事前にその旨を市に連絡すること。
- ②市はスクリーン及び電源コンセントは用意するが、それ以外に必要な機材（パソコン、プロジェクター、ポインター、ケーブル等）は参加事業者が準備すること。
- ③事業者名は、審査委員には非公開で行う。
- ④審査委員が採点した得点のうち、最上位及び最下位の得点は、それぞれ使用しない。
- ⑤1事業者のみが参加した場合でも、最低基準点を満たさないときは、最優先候補者は選定されない。

(3) 審査の結果

審査の結果は、全参加事業者に文書をもって通知する。また、最終審査結果は、市ホームページ上でも公表する。

1.3 審査基準

審査における評価項目及び配点は次のとおりとする。

(1) 企業評価

- ①企業理念・・・配点（第1次審査30点 第2次審査15点）
 - ・保育事業に対する基本的な考え方（保育指針に基づいた経営方針）
 - ・保育事業に取り組む意欲（発展性や将来性等）
- ②事業実績・・・配点（第1次審査30点 第2次審査15点）
 - ・保育事業の経営実績（保育所や幼稚園等の経営実績）
- ③事業計画・・・配点（第1次審査10点 第2次審査5点）
 - ・新保育園の事業の確実性（事業計画の実現性はあるか）

(2) 技術力評価

- ①提案の的確性・・・配点（第1次審査60点 第2次審査30点）
 - ・保育事業の専門性（子どもの将来を考えた安定的かつ特徴的な保育）
 - ・特色ある保育サービスの提案（児童、保護者のためのサービス水準を向上させるための取組）
 - ・保育量の確保（子ども・子育て支援事業計画に基づいた保育量の確保）
 - ・保育士配置計画（児童福祉施設の最低基準以上の保育士の配置、同僚性の高い職員集団の構築）
 - ・調理員配置計画（アレルギー対応給食の提供のための調理員の配置）
 - ・災害対応（浸水区域に建設となるため、急な増水等への対応等）
- ②保育士の雇用等の待遇・・・配点（第1次審査30点 第2次審査15点）
 - ・保育士の勤務体制、福利厚生等（時間外勤務の抑制、ローテーション、休憩時間の確保、有給休暇の取得）
 - ・保育士の継続雇用（人材の確保と長期雇用のための取組、園方針等についての保育士との密な情報共有の実施、会計年度任用職員等を対象とした採用説明会の開催）
 - ・地元採用計画（地元採用のための考え方）
- ③研修計画・・・配点（第1次審査20点 第2次審査10点）
 - ・保育士のスキルアップ（個々の保育士の研修会への参加計画、園全体の研修会、他の保育施設との交流研修）
 - ・県・市保育研究協議会及び主任保育士会への参加（県・市保育研究協議会及び主任保育士会への参加（役員を務める意思の有無等）の意欲）
- ④連携、交流・・・配点（第1次審査20点 第2次審査10点）
 - ・関係機関との連携（関係機関との連携、地域交流の場の創設）

1.4 契約の締結

- (1) 審査により、最優先候補者として決定した参加事業者と契約の締結交渉を行う。ただし、当該交渉が不調の時は、次点者と契約締結の交渉を行う。市は、契約締結時の交渉により、事業計画の内容に変更を指示することがある。
- (2) 契約は、仮契約締結後、令和5年12月議会において無償貸付契約を上程し可決後本契約となる。
- (3) 契約締結後、貸付地に隠れた瑕疵があることを発見した場合においても、市はその損害等に関して責任を負わない。

1.5 その他

- (1) 本募集事業において使用する言語は日本語、通貨単位は日本円、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、時刻は日本標準時とする。

様式第1号

令和5年 月 日

公募型プロポーザル方式参加表明書

美濃加茂市長 (氏名) 宛

申請者 所在地
商号又は名称
代表者氏名

印

事業名 美濃加茂市公共用地活用型民間保育施設整備運営事業者募集事業

上記事業について、公募型プロポーザル方式に参加します。

(連絡担当者)

所属

氏名

電話

FAX

E-mail

様式第3号

プロポーザル等提案書

令和5年 月 日

美濃加茂市長 (氏名) 宛

申請者 所在地
商号又は名称
代表者氏名 印

さきに参加を表明した下記の事業に関する提案について、関係書類を添えて提出します。

なお、この提案書及び関係書類の記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

1. 事業名 美濃加茂市公共用地活用型民間保育施設整備運営事業者募集事業

2. 関係書類

- (1) 企業理念に関する提案書 (様式第4号)
- (2) 事業実績に関する提案書 (様式第5号)
- (3) 新保育園の事業計画に関する提案書 (様式第6号)
- (4) 提案内容の的確性に関する提案書 (様式第7号)
- (5) 保育士の雇用等の待遇に関する提案書 (様式第8号)
- (6) 保育士の研修計画に関する提案書 (様式第9号)
- (7) 関係機関との連携に関する提案書 (様式第10号)

(連絡担当者)

所属
氏名
電話
FAX
E-mail

※注意事項

- (1) 正本のみ、この提案書を添付すること。
- (2) 副本には、会社名・個人名等の特定される語句は記載しないこと。
- (3) 提案内容は文書で効果的かつ簡潔・明瞭に表現すること。
- (4) 文書を補完するための写真、イラスト、イメージ図は使用できる。
- (5) 要領の内容を熟読の上作成すること。

目 次

番号	書 類 名	様式番号	ページ番号
1	公募型プロポーザル方式等参加表明書	様式第1号	別途提出済み
2	運営実績一覧	様式第2号	別途提出済み
3	プロポーザル等提案書	様式第3号	
4	企業理念に関する提案書	様式第4号	
5	事業実績に関する提案書	様式第5号	
6	新保育園の事業計画に関する提案書	様式第6号	
7	提案内容の的確性に関する提案書	様式第7号	
8	保育士の雇用等の待遇に関する提案書	様式第8号	
9	保育士の研修計画に関する提案書	様式第9号	
10	関係機関との連携に関する提案書	様式第10号	
11	質問書	様式第11号	別途提出済み

※ページ番号欄に、該当するページ番号を記載すること。

様式第4号

企業理念に関する提案書

- ◆ 保育事業に対する基本的な考え方について、次の項目ごとに簡潔にまとめて提案してください。
- ① 保育の意義や特色等、保育指針に基づいた経営方針についての考えを提案してください。
 - ② 保育事業についての発展性や将来性についての考えを提案してください。

※ この様式を提案資料の前頁に添付してください（ページ番号も記す）。

※ 提案資料の書式については任意書式とします。ただし、原則A4サイズ両面刷りとし、やむをえない場合に限りA3サイズ片面刷りとしてください。

※ ページ数は6ページまでとします。

※各提案書及び報告書の様式は、ページ数に含めません。

様式第5号

事業実績に関する提案書

◆ 事業実績について説明してください。

① 保育所等の経営実績について説明してください。

② 財務諸表（貸借対照表、損益計算書等。直近のものに限る。）を提出し、安定的で継続的な保育を提供できる経営がなされているか説明してください。

※ この様式を提案資料の前頁に添付してください（ページ番号も記す）。

※ 提案資料の書式については任意書式とします。ただし、原則A4サイズ両面刷りとし、やむをえない場合に限りA3サイズ片面刷りとしてください。

※ ページ数は6ページまでとします。

※各提案書及び報告書の様式は、ページ数に含めません。

様式第6号

新保育園の事業計画に関する提案書

◆ 新保育園の事業計画について提案してください。

- ※ この様式を提案資料の前頁に添付してください（ページ番号も記す）。
- ※ 提案資料の書式については任意書式とします。ただし、原則A4サイズ両面刷りとし、やむをえない場合に限りA3サイズ片面刷りとしてください。
- ※ ページ数は6ページまでとします。
- ※提案書及び報告書の様式は、ページ数に含めません。

様式第7号

提案内容の的確性に関する提案書

- ◆ 今回提案される内容の業務遂行能力に関して、次の項目ごとに簡潔にまとめて提案してください。
- ① 子どもの将来を考えた安定的かつ特徴的な保育について提案してください。
 - ② 保育サービス水準の向上のための取組について提案してください。
 - ③ 子ども・子育て支援事業計画に基づいた保育量の確保について提案してください。
 - ④ 保育士配置計画について提案してください。
 - ⑤ 調理員配置計画について提案してください。
 - ⑥ 急な増水等への対応等、災害対応について提案してください。

※ この様式を提案資料の前頁に添付してください（ページ番号も記す）。

※ 提案資料の書式については任意書式とします。ただし、原則A4サイズ両面刷りとし、やむをえない場合に限りA3サイズ片面刷りとしてください。

※ ページ数は6ページまでとします。

※提案書及び報告書の様式は、ページ数に含めません。

様式第8号

保育士の雇用等の待遇に関する提案書

- ◆ 保育士の雇用等に関して、次の項目ごとに簡潔にまとめて提案してください。
- ① 保育士の勤務体制、福利厚生等について提案してください。
 - ② 保育士の人材確保と長期雇用のための取組について提案してください。
 - ③ 地元採用のための計画について提案してください。

※ この様式を提案資料の前頁に添付してください（ページ番号も記す）。

※ 提案資料の書式については任意書式とします。ただし、原則A4サイズ両面刷りとし、やむをえない場合に限りA3サイズ片面刷りとしてください。

※ ページ数は6ページまでとします。

※提案書及び報告書の様式は、ページ数に含めません。

様式第9号

保育士の研修計画に関する提案書

- ◆ 保育士の研修計画に関して、次の項目ごとに提案してください。
- ① 研修等による保育士のスキルアップ計画について提案してください。
 - ② 県・市保育研究協議会及び主任保育士会への参加についての考えを提案してください。

※ この様式を提案資料の前頁に添付してください（ページ番号も記す）。

※ 提案資料の書式については任意書式とします。ただし、原則A4サイズ両面刷りとし、やむをえない場合に限りA3サイズ片面刷りとしてください。

※ ページ数は6ページまでとします。

※提案書及び報告書の様式は、ページ数に含めません。

様式第10号

関係機関との連携に関する提案書

◆ 関係機関との連携・地域交流について提案してください。

※ この様式を提案資料の前頁に添付してください（ページ番号も記す）。

※ 提案資料の書式については任意書式とします。ただし、原則A4サイズ両面刷りとし、やむをえない場合に限りA3サイズ片面刷りとしてください。

※ ページ数は6ページまでとします。

※提案書及び報告書の様式は、ページ数に含めません。

質 問 書

美濃加茂市長 (氏 名) 宛

所 在 地
法 人 名
印代表者職氏名
担 当 者 氏 名
連 絡 先

美濃加茂市公共用地活用型民間保育施設整備運営事業者募集事業公募型プロポーザル実施要領等に関し、以下のことについて質問がありますので提出いたします。

項 目	
質問内容	

- ※ 質問は、本様式 1 枚につき 1 問とし、簡潔にまとめて記載してください。
- ※ 回答は、全参加事業者に対し回答をするとともに、市のホームページにおいて公表します。